

京都市告示第100号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年4月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
山科四ノ宮経 10号線	山科区四ノ宮柳山町10番地の6地先内	旧	メートル 25.20	メートル 3.73～3.96
		新	25.20	4.00～9.50

(建設局土木管理部道路明示課)